

尾張旭市選挙管理委員会（平成31年第10回）会議録

1 開催日時

平成31年3月28日（木）

開会 午前10時

閉会 午後10時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂1

3 出席委員

委員長 日比野美次

委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江

4 欠席委員

なし

5 傍聴者数

1名

6 出席した事務局職員

書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋

7 議題

（県議選関係）

第60号議案 選挙人名簿の登録について

第61号議案 選挙人名簿の登録の抹消について

第62号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

第63号議案 投票立会人の選任について

第64号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について

第65号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について

（市議選関係）

第66号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

第67号議案 投票立会人の選任について

第68号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について

第69号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について

8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第10回選挙管理委員
-----	-----------------------------

	<p>会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、愛知県議会議員一般選挙及び尾張旭市議会議員一般選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それでは、早速次第の2「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第60号議案「選挙人名簿の登録について」、第61号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは第60号議案、第61号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第60号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、平成31年3月28日を登録基準日及び登録日としまして、平成31年3月1日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成13</p>

	<p>年 3 月 3 日から平成 1 3 年 4 月 8 日までの出生者、住所要件が、平成 3 0 年 1 2 月 2 日から平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日の転入者ということになります。</p> <p>次に第 6 1 号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第 2 8 条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、平成 3 1 年 3 月 1 日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第 2 8 条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後 4 か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、平成 3 1 年 3 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 2 7 日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成 3 0 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第 6 0 号議案及び第 6 1 号議案の説明については以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 6 0 号議案及び第 6 1 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第60号議案及び第61号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第60号議案及び第61号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第62号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第62号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者は係長職員を充ててございます。</p> <p>第62号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第62号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委 員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 6 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手 (原案可決)
委員長	第 6 2 号議案は可決されました。 続きまして、第 6 3 号議案「投票立会人の選任について」、 事務局より説明願います。
事務局	<p>第 6 3 号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 3 8 条第 1 項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て 2 人以上 5 人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に 2 人とし、原則、前半・後半の 2 交代制として午後 1 時 3 0 分に交代することとしていますので、全部で 8 4 名の方に投票の立会をお願いすることになります。</p> <p>第 6 3 号議案の説明は、以上です。</p>

委員長	では、第63号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第63号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第63号議案は可決されました。 次に、第64号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局より説明願います。
事務局	第64号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。 具体的に申し上げますと、愛知県議会議員一般選挙に關しましては、基準日が3月28日であり、選挙時登録の際に、平成

	<p>30年11月27日までの転出者は抹消されます。</p> <p>選挙期間中は、平成30年11月28日から平成30年12月6日までに転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第64号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第64号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第64号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第64号議案は可決されました。</p> <p>次に、第65号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職</p>

	<p>務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、第65号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、その職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会職員を選任してございます。</p> <p>第65号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第65号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第65号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>



委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第65号議案は可決されました。</p> <p>次からは、尾張旭市議会議員一般選挙に関する議案になります。</p> <p>第66号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第66号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者も市の職員を充ててございます。</p> <p>第66号議案の説明は、以上です。</p>
委員長	<p>では、第66号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>投票管理者の職務代理者は、市内で選挙権のある人でしょうか。</p>

事務局	<p>そのとおりです。投票管理者の職務代理者は、愛知県議会議員一般選挙の場合とは違い、尾張旭市議会議員一般選挙の場合は、市内で選挙権のある人となります。係長相当職の者だけでは人員確保ができず、事務従事者の中から選任をしています。</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第66号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第66号議案は可決されました。 続きまして、第67号議案「投票立会人の選任について」、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第67号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>第67号議案の説明は、以上です。</p>

委員長	では、第 6 7 号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第 6 7 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手 (原案可決)
委員長	<p>第 6 7 号議案は可決されました。</p> <p>次に、第 6 8 号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、第 6 8 号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 5 項の読替規定による同法第 3 7 条第 2 項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第 2 4 条第 1 項の規定により、その職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投</p>

	<p>票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会職員を選任してございます。</p> <p>第68号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第68号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第68号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第68号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第69号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、第69号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第38条第1項の規定により、市の選挙管理</p>

	<p>委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第69号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第69号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第69号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第69号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県議会議員一般選挙の立候補受付について <ul style="list-style-type: none"> <li>集合時間 午前8時15分</li> <li>受付開始 午前8時30分</li> </ul> </li> <li>○ 次回日程確認</li> </ul>

	平成31年3月29日（金） 午後5時15分から 203会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。